

聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二十六号

聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

例

聖籠町職員の給与に関する条例（昭和三十六年聖籠町条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「災害派遣手当」の下に「（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」を加える。

第十五条中「第十六条」を「次条」に改める。

第十六条第二項中「第十五条」を「前条」に改める。

第十六条の九の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（災害派遣手当等）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十六条の十 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条において準用する災害対策基本法第三十二条第一項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて聖籠町の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。

第十六条の十一 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において準用する災害対

策基本法第三十二条第一項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて聖籠町の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。